

透析患者さんへ

新型コロナ感染禍における行動自粛について

岐阜県透析医会 会長 松岡哲平先生より

【透析患者・ご家族のみなさんへ】

令和3年1月6日、岐阜県における新型コロナ感染者数が100名を超えました。マスコミ報道によれば、新型コロナ用に確保された病床の使用率は約50%に及んでいます。これは、まだ病床は空いていることを意味しますが、実際には、スタッフが不足しているため、スタッフの確保が出来ないと直ぐに対応する事は出来ません。

また、県内で透析患者の新型コロナ感染者を受け入れる事が決まっている施設は10施設ありますが、昨年岐阜県透析医会が行ったアンケート調査によると、それぞれの施設は透析患者の為に準備する病床は1-3病床であり、全てを合わせても20床前後ではないかと思われます。

更に、令和3年1月4日の時点で、岐阜県内の透析患者で新型コロナに感染した方は9名で、1名はECMO治療の甲斐なく亡くなりました。透析患者は新型コロナに感染した場合、全て入院となることとなっておりますので、今後透析患者が新型コロナに感染者が増加すれば、程なく入院する事が出来なくなることは理解するに難くないところです。

透析患者は全て入院となる理由は、重症化する可能性が高く、状態が急変した場合に自宅や宿泊施設では対応出来ないからです。

以上の状況から、患者のみなさん及び同居のご家族においても、不要不急の県を跨ぐ移動や、数人での会食を避けるなど、政府から通達の有る行動自粛を徹底していただきたい。

それは、みなさんを守る事、岐阜県の透析医療を維持する事に繋がります。

自分は無症状・軽症で済んだとしても、家族や一緒に治療を受けている仲間を感染させて最悪の結果となる可能性が有ることを、今一度良く考えて、欲求を抑え、静かに生活してください！

以上

令和3年1月7日

岐阜県透析医会 会長 松岡哲平

2021年1月8日

日本透析医会・日本透析医学
会・日本腎臓学会
新型コロナウイルス感染対策
合同委員会
委員長 菊地 勘
副委員長 山川智之
副委員長 竜崎崇和
副委員長 南学正臣

透析患者における累積の新型コロナウイルス感染者の登録数

(2021年1月7日16時 時点)

時点	11/27	12/4	12/11	12/18	12/25	12/31	1/7		
患者数/地区	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	転帰不明数 (入院中含む)	死亡者数
北海道	13	17	18	25	25	26	16	8	0
東北							11	4	5
北関東	93	97	108	120	130	155	28	17	2
南関東(東京除く)							147	103	19
東京	109	116	127	136	160	171	201	110	27
甲信越・北陸	35	39	43	51	53	61	13	7	3
東海(愛知除く)							20	9	6
愛知							41	24	3
近畿(大阪除く)	80	85	93	99	105	115	37	26	4
大阪							91	40	10
中国	2	2	3	8	9	20	18	12	1
四国							6	6	0
九州・沖縄(福岡除く)	31	32	34	36	40	59	37	29	3
福岡							34	21	0
合計	363	388	426	475	522	607	700	416	83

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症(同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日から2月7日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、
 ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日から2月7日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認

されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。